

浜田市上下水道事業管理告示第 8 号

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 において準用する
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、
次のとおり歳入に係る収納事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告
示します。

令和 7 年 2 月 14 日

浜田市長 久保田 章 市

1 対象とする歳入

- (1) 水道料金
- (2) 公共下水道使用料
- (3) 集落排水処理施設使用料
- (4) 個別浄化槽使用料
- (5) 督促手数料

2 収納事務委託先

名 称	所 在 地
株式会社電算システム	岐阜県岐阜市日置江 1 丁目 58 番地

3 収納事務取扱店（連携コンビニエンスストア等本部一覧）

名 称	所 在 地
株式会社セブンーイレブ ン・ジャパン	東京都千代田区二番町 8 番地 8
株式会社ローソン	東京都品川区大崎 1 丁目 11 番 2 号
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦 3 丁目 1 番 21 号
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町 3 丁目 10 番 1 号
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬 1 丁目 5 番地 1
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 665 番 地の 1

株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南九条西 5 丁目 421 番地
LINE Pay 株式会社	東京都品川区西品川 1 丁目 1 番 1 号
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南 1 丁目 8 番 27 号
ビリングシステム株式会社	東京都千代田区内幸町 1-1-1
PayPay 株式会社	東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号
楽天銀行株式会社	東京都港区港南 2-16-5
株式会社ゆうちょ銀行	東京都千代田区大手町 2 丁目 3 番 1 号
株式会社福岡フィナンシャルグループ	福岡県福岡市中央区大手門 1 丁目 8 番 3 号
株式会社広島銀行	広島県広島市中区紙屋町 1 丁目 3 番 8 号
株式会社沖縄銀行	沖縄県那覇市久茂地 3-10-1
KDDI 株式会社	東京都千代田区飯田橋 3 丁目 10 番 10 号
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町 1-5-5
株式会社NTTドコモ	東京都千代田区永田町 2 丁目 11 番 1 号
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦 3 丁目 1 番 21 号
楽天ペイメント株式会社	東京都港区港南 2-16-5

4 委託期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

ただし、LINE Pay 株式会社にあっては、令和 7 年 4 月 1 日から同年 4 月 23 日までとする。